

ダム周辺で無人航空機を使用される方へ（注意）

九頭竜川ダム統合管理事務所が所管するダム（九頭竜ダム、真名川ダム）の周辺で、無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を使用する際は、下記の注意事項を必ずご理解いただきますようお願いいたします。

1. ダム周辺の特性について

- 気流の乱れが大きく、無人航空機が不安定になりやすい場所です。
- GPS 衛星の電波を十分に受信できない場合があります。
- ダム管理用の通信設備からの電波が、無人航空機の操作に影響する場合があります。

2. 無人航空機の飛行禁止区域について

無人航空機が落下した際、ダム施設等を損傷させる恐れがあり、また、落下地点に第三者がいた場合、大きな危害を及ぼす恐れがあります。

このため、以下の場所において無人航空機の離発着及び上空の飛行をなされないようお願いします。また、以下の場所以外であっても第三者がいる場合、離発着及び上空の飛行をなされないようお願いします。

- ・ダム堤体周辺
- ・ダム管理所、駐車場、ヘリポート等の管理施設周辺
- ・ダム周辺の貯水池 ※流木止めから堤体までの範囲

3. 無人航空機の事故等が発生した場合について

- 上記に掲げる注意にも関わらず、飛行禁止区域内で無人航空機を離発着または飛行させ、更には落下したことによりダム施設等に損害を与えた場合は、これによって生じた損失に対し賠償請求されることがあります。
- 飛行禁止区域内外に関わらず、無人航空機を離発着または飛行させ、更には落下したことにより第三者及びその物件等に被害が生じても、九頭竜川ダム統合管理事務所はいかなる責任も負いません。
- 九頭竜川ダム統合管理事務所は、飛行禁止区域内外に関わらず無人航空機の回収等は一切行いません。

4. 法令等の遵守について

- 無人航空機を飛行させるにあたっては、航空法等の関連する法令を遵守して下さい。
- 道路での離発着及び道路上の通行は、道路交通法第76条（禁止行為）に抵触する恐れがあるため、所管する道路管理者（国土交通省、都道府県、市町村等）に確認して下さい。
また、道路交通法第77条（道路の使用の許可）に基づく許可については、所管する警察署に確認して下さい。
- 無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネット等で公開する場合は、『『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』（総務省）に従って下さい。

5. その他

- 飛行禁止区域内外にかかわらず、無人航空機の離発着または飛行が目撃された場合、ダム施設等の安全管理上ダム管理所の職員等が声をかけさせていただく場合があります。
- ご不明な点などありましたら、以下に連絡をいただきますようお願いいたします。

九頭竜川ダム統合管理事務所

九頭竜ダム管理支所 (0779-78-2116)

真名川ダム管理支所 (0779-64-1011)

[●九頭竜ダム周辺における無人航空機の飛行禁止区域](#)

[●真名川ダム周辺における無人航空機の飛行禁止区域](#)

※上記のリンクをクリックすると飛行禁止区域の図面のPDFが開きます

メールアドレス：kkr-info-kuzuryu@gxb.mlit.go.jp



PDF（Portable Document Format）をご覧になるには「AdobeAcrobat Reader」（無料）が必要です。
左のアイコンよりダウンロードして下さい。